

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年9月17日)

[件名]

- ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定締結及び結成式
について
(危機対策・情報課) … 2
- 「とっとり防災フェスタ2024」の開催について
(危機対策・情報課) … 3
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第30報)
(原子力安全対策課) … 4
- 島根原子力発電所2号機の安全対策の確認等について
(原子力安全対策課) … 6
- 原子力災害時に備えた防災訓練の実施結果について (人形峠環境技術
センター対応訓練、避難先及び避難経路確認訓練)
(原子力安全対策課) … 13

危 機 管 理 部

ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定締結及び結成式について

令和6年9月17日
危機対策・情報課

防災DXの一環として、平時のドローン活用の取組を推進し、災害時におけるドローン活用を組織的かつ迅速に稼働させるため、官民で構成する「ドローン・レスキューユニット」を創設することとし、この度、鳥取県と7企業・団体が、「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」を締結し、県職員ユニットとの計13ユニットの合同結成式を実施しました。

1 協定締結及び結成式の概要

- (1) 日時 令和6年9月2日(月)14時10分から15時まで
- (2) 場所 県災害対策本部室(鳥取県庁第二庁舎)
- (3) 内容 知事挨拶、協定書署名、企業ユニット参加事業者挨拶、県職員ユニット抱負、知事訓示
- (4) 出席者 【協定締結者】(企業ユニット:7)

株式会社 skyer 代表取締役 宇佐美 孝太 氏
学校法人柳心学園 理事長 大野 奈穂子 氏
株式会社 GEO ソリューションズ 代表取締役 藤井 達司 氏
株式会社 NEXT MOTION 代表取締役社長 西原 徹 氏
一般社団法人鳥取県測量設計業協会 会長 大西 幸人 氏
鳥取県森林組合連合会 代表理事会長 嶋沢 和幸 氏
公益財団法人鳥取県造林公社 理事長 池内 富久 氏
鳥取県知事 平井 伸治

【県関係者】(県職員ユニット:6)

農林水産部ユニット隊員、県土整備部ユニット隊員

(5) 協定の概要

- 県から企業ユニットへの協力要請
災害対応等に必要の情報収集、災害地区作成等の災害支援、災害時の物資等の輸送、ユニット運用調整の補助に関する活動等を要請。
- 県が負担する経費
協力活動経費(記録媒体、有料道路交通料、駐車場使用料等の実費負担額)、人員及び資機材の手配に要した費用を負担。
- 平常時の準備等
企業は、緊急連絡先や、協力活動を行うユニット数及び構成員数、協力活動に用いる無人航空機の機数、その他必要な事項について県へ報告。
企業は、災害時等に使用する無人航空機の準備や習熟に努め、県は、その支援や訓練実施に努める。
企業は、県から無人航空機の体制整備に係る財政的支援を受けた場合は、正当な理由がない限り、県の要請を拒んではならない。



2 ドローン・レスキューユニットの概要

- ・ドローン・レスキューユニットは、県職員ユニットと企業ユニットで構成し、各隊3名(以上)配置。(操縦者1名と補助員2名で編成)
- ・県職員ユニットは、初動の情報収集を担当。平時からドローンを利用する各部から県内東・中・西部に6隊(計22名)を編成。今後、県職員ユニットのパイロット国家資格取得等を推進する。
- ・企業ユニットは、高度な役割を担当。県は、協定を締結した企業等を対象に、国認証ドローンの機体導入や国家資格取得等を支援する。今後、新たに協力の申し出をいただいた企業等とも協定を締結し、順次体制の拡大を図る。
- ・今後、官民合同による実践的な応用訓練等を通じて、平時より円滑な協力活動の準備等に努める。

「とっとり防災フェスタ2024」の開催について

令和6年9月17日
危機対策・情報課

県民の防災に関する意識の高揚を図ることを主目的として、「とっとり防災フェスタ2024」を開催しました。（平成20年度から開催、今回14回目）

今年1月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえ、地震・津波を主なテーマに関係機関・団体と連携した総合防災訓練を実施した他、訓練参観や防災に関する展示・体験ブースの設置等、県民の参加型イベントとして実施しました。

1 日時・場所

- (1) 日時 令和6年9月15日（日）10時から15時まで
- (2) 場所 琴浦町東伯総合公園

2 参加機関・団体

鳥取県、中部5市町、防災関係機関、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、その他団体等62機関・団体（約570人）。来場者は約7,000人。

3 実施内容

(1) 総合防災訓練

警察や消防、自衛隊による倒壊家屋や土砂に埋没した車両からの救助訓練のほか、空からの救助・救援として、ヘリコプターなどを使用した傷病者の搬送訓練や物資の輸送、偵察などの訓練を実施した。

(2) 啓発イベント

○展示・体験ブース

- ・降雨体験機・地震体験車による災害体験、土石流模型実験、防災カードゲーム、災害時の食事作り体験・試食、小型ドローン操縦体験、災害対応各種車両展示等

○ステージイベント

- ・鳥取県自主防災組織等知事表彰式

【受賞団体】美保南地区自主防災会連絡協議会（鳥取市）、東町自治会防災福祉部（米子市）、湊町自主防災会（倉吉市）、大国地域振興協議会（南部町）

- ・放送局による「お天気クイズ」ショー、中部消防局や高校生によるパフォーマンス、よしもと芸人による消防団PR など

4 実施成果等

- 多くの防災関係機関等の参加で、相互理解による連携強化が図られ、災害対応能力の向上が図られた。特に、自衛隊等実動組織との連携を強化した他、9月2日に結成した「ドローン・レスキューユニット」の官民合同訓練を行った。
- 多くの方に、実動訓練、展示・体験ブースや防災車両等を見ていただき、防災意識の向上及び自助・共助の重要性への認識が高まった。
- 来場できない県民等に対して、当日の様子をインターネット配信し、動画視聴を通じて防災意識の向上を図った。今後、ダイジェスト動画を編集し、とっとり動画ちゃんねる（県公式YouTubeチャンネル）に掲載する。



展示・体験ブース



倒壊建物からの救助訓練



ドローン・レスキューユニット
による官民合同訓練

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第30報）

令和6年9月17日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は8月21日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在は、解体保管物の保管エリア設定、管理区域内設備の解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機

新規規制基準への適合性申請に係る許認可が揃い、安全対策工事も設備の設置は概ね完了し、設備の検査・確認のみ。

（1）安全対策工事（前回報告から変化なし）

主要設備の据え付けが概ね完了し、工事は実質的に完了している。現在は中国電力による設備の動作確認等が行われ、工事完了予定は令和6年10月である。

（2）特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

設置変更許可申請：平成28年7月4日（補正2回）、審査会合：24回

9月4日に特定重大事故等対処施設の審査書案が了承（テロ対策施設のため、非公開）され、9月11日に所内常設直流電源設備（3系統目）の審査書案が了承された。今後、原子力委員会と経済産業省の意見聴取を経て正式合格となる（合格日は未定）。

※ 特定重大事故等対処施設はテロ対策を目的とした重大事故対策にも使われるバックアップ施設であり、島根2号機本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内（令和10年8月29日まで）の設置が求められている。

（3）長期施設管理計画

長期施設管理計画認可申請：令和6年7月30日、審査会合：1回

原子炉施設の劣化を管理する長期施設管理計画の認可に係る審査会合が9月3日にあり、中国電力は長期施設管理計画の申請概要を説明した。原子力規制委員会から説明資料の記載の適正化が求められたが、特段の論点はなく、今後はヒアリングで資料が確認される。

※ 長期施設管理計画は、GX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）による新制度に基づくもので、運転開始30年以降、10年以内ごとに認可が必要である。30年を超えて運転するために認可が必要。

3 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合7回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

4 その他（島根原子力発電所2号機屋外の火災）

9月7日（土）午前9時5分頃に、島根2号機原子炉建物西側（屋外、放射線管理区域外）で火災が発生し、鳥取県は同日、米子市と境港市の職員同行の上、安全協定に基づく立入調査を行った。翌8日（日）の視察時に、知事が口頭で中国電力に原因究明及び再発防止対策の徹底を申し入れた。

（1）事案概要

- ア 発生日時 9月7日（土）午前9時5分頃
- イ 発生場所 島根2号機原子炉建物西側（屋外、放射線管理区域外）
- ウ 現場状況 コンクリート養生マットから出火。作業員がすぐに消火。

（2）立入調査

- ア 調査日時 9月7日（土）午後2時30分～3時40分
- イ 立入者 鳥取県職員（米子市と境港市の職員が同行。島根県は別途実施）
- ウ 調査結果 火災現場を確認し、中国電力から発生の経緯や今後の対応等を聞き取り。
 - 安全対策工事の溶接作業中、近くのコンクリート養生マット（打設したコンクリートの水分量と温度を維持するために使用するもの）から出火（延焼面積30cm×30cm）。すぐに作業員が消火器で消火。
 - 中国電力は今後、原因究明を行い、再発防止対策を行う予定。
 - この事案による負傷者はなく、放射能による外部環境への影響はない。

（3）事案経過

- 9：05 火災発生
- 9：06 消火器で協力会社作業員が消火
- 9：44 中国電力が松江市消防本部に通報
- 9：50 中国電力から鳥取県に情報連絡（第1報）
- 10：11 松江市消防本部が発電所に到着
- 10：13 松江市消防本部が火災と判断
- 10：15 中国電力から鳥取県に情報連絡（第2報）
- 11：33 中国電力から鳥取県に情報連絡（第3報）
- 14：30 鳥取県が立入調査（15：40終了）

島根原子力発電所 2号機の安全対策の確認等について

令和6年9月17日

原子力安全対策課

島根原子力発電所 2号機（以下「2号機」という。）の安全対策や、国への申入れに対する回答等について、原子力安全顧問の確認、米子・境港市民への説明が行われました。

<報告内容一覧>

項目番号	日付	内容
1	8月24日 9月5日	原子力安全顧問による2号機の視察
2	9月8日	知事、両市長による2号機の視察
3	9月9日	令和6年度第3回原子力安全顧問会議
4	〃	令和6年度第1回原子力安全対策合同会議
5	9月13日	9月13日の島根原子力発電所2号機に関する一部報道について

1 原子力安全顧問による2号機の視察

8月9日の原子力安全対策PT会議（コアメンバー）や8月20日の原子力安全顧問会議において、2号機の安全対策工事の各設備に関して中国電力からの説明を受け、専門的な視点で安全対策工事の状況を確認するため、原子力安全顧問が2号機を視察した。新規制基準合格以降3回目の視察。

- (1) 日時 8月24日（土）午後1時～5時
9月5日（木）午後1時～5時

- (2) 視察者 原子力安全顧問（12名）

8月24日（土）	占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、神谷顧問、香川顧問、北田顧問、望月顧問、佐々木顧問（8名）
9月5日（木）	牟田顧問、梅本顧問、富永顧問、吉橋顧問（4名）

- (3) 視察内容

今回は新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察をした。

- ア 地震・津波対策（耐震補強、防波壁、津波漂流物対策）
イ 電源設備（ガスタービン発電機（非常用電源）、耐震の緊急用開閉所（外部電源の強化））
ウ 注水設備（低圧代替注水、送水車（可搬設備））
エ フィルタベント
オ 火災防護、溢水対策等

- (4) 視察後の顧問の主なコメント

- ・多様な設備の整備が進み、再稼働に向けて相当な準備が行われていることを確認した。
- ・耐震性が向上し、冷却システムや火災防護に関する設備が充実し、ハード面においてかなり進んでいるような印象を受けた。
- ・2号機の安全対策の状況について、着実に対応がなされていることを確認した。
- ・訓練や安全文化の醸成が重要であり、訓練を通じて対応能力を高めるとともに、通常作業に



においても意識するようにして欲しい。

2 知事、両市長による2号機の視察

8月9日の原子力安全対策PT会議（コアメンバー）において、中国電力から2号機の安全対策工事において各設備の本体設置が完了したとの報告を受けたことから、知事等が直接安全対策工事の状況を確認するために、2号機を視察した。令和3年10月以来、3回目の視察である。

(1) 日時 9月8日（日）午後2時55分～5時

(2) 視察者 県 平井知事、水中危機管理部長
米子市 伊木市長、松本防災安全監
境港市 伊達市長、大道防災監

(3) 対応者 中国電力 北野副社長、三村島根原子力本部長、岩崎島根原子力発電所長 他

(4) 視察内容

今回は新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察をした。

ア 地震・津波対策（耐震補強、防波壁、津波漂流物対策）

イ 電源設備（ガスタービン発電機（非常用電源）、耐震の緊急用開閉所（外部電源の強化））

ウ 注水設備（低圧代替注水、送水車（可搬設備））

エ フィルタベント

オ 火災防護、溢水対策等

(5) 視察後の知事の本コメント

- ・安全対策についてつぶさに説明を受け、福島第一原子力発電所事故の反省、新規制基準に基づく深層防護の考えで工事がされていることを確認した。
- ・予定された工事は順調に終わってきているということは理解したが、安全対策に終わりはない。不断の安全対策の向上が今後とも必要となってくる。
- ・今後、専門家の意見や住民の意見を聞いていく必要がある。



3 令和6年度第3回原子力安全顧問会議

鳥取県が中国電力に対して意見を述べる際の参考とするために、2号機の新規制基準合格以降に作られた重要な安全対策工事、申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答等について、これまでの審査結果を基に顧問意見を取りまとめ、知事と市長に報告し、一般に広く公開した。

(1) 日時 9月9日（月）午前11時30分～午後0時15分

(2) 場所 米子コンベンションセンター

(3) 出席者 県原子力安全顧問（13名）

占部顧問、北田顧問、望月顧問、遠藤顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、片

岡顧問、吉橋顧問、佐々木顧問、香川顧問、梅本顧問、野口顧問
県 平井知事、水中危機管理部長
米子市 伊木市長、松本防災安全監
境港市 伊達市長、大道防災監
※ 傍聴：20名

(4) 議題 2号機の安全対策について

(5) 結果

2号機の後段規制の審査結果・安全対策工事、申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答並びに南海トラフ地震の影響に対する国の回答（添付1参照）について、顧問意見を取りまとめ、知事に報告した。（詳細は添付2のとおり）

<顧問意見：総括>

能登半島地震を踏まえた申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答は妥当なものと判断する。その上で新規規制基準に基づく原子力規制委員会による審査結果が妥当であり、避難計画が複合災害を想定し、実効性のある計画であることを確認した。

ただし、規制要求を満足することは最低限のことであり、安全性の向上に終わりではなく、最新の知見を収集し、人材育成を進め、安全性向上に向けた不断の取組が必要であり、地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、安全を第一義として原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。



4 令和6年度第1回原子力安全対策合同会議

国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）、中国電力及び原子力安全顧問から、2号機の審査結果や申入れへの回答、原子力安全顧問の意見（専門家意見）等について説明し、住民代表である安全対策協議会委員から意見を聴取した。また一般にも広く公開し、多くの県民が参加した。

(1) 日時 9月9日（月）午後1時30分～4時

(2) 場所 米子コンベンションセンター

(3) 出席者 米子市 米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員（32名中23名）
境港市 境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員（33名中21名）
県原子力安全顧問（11名）

占部顧問、北田顧問、望月顧問、遠藤顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、吉橋顧問、香川顧問、野口顧問

原子力規制庁 渡邊安全規制管理官 他
内閣府 福原地域原子力防災推進官 他
資源エネルギー庁 前田原子力立地政策室長
県 平井知事、水中危機管理部長 他

※ 傍聴：58名

米子コンベンションセンター：30名

みなとテラス（サテライト会場）：28名



(4) 議題

ア 2号機の後段規制の審査結果

- イ 能登半島地震を踏まえた申入れに対する回答
- ウ 2号機の特定重大事故等対処施設の概要
- エ 2号機の安全対策に係る原子力安全顧問による確認結果

(5) 主な質疑応答

(コメント) 電源の多重化が非常に進められて感心した。

(質問) 宍道断層と鳥取県沖西部断層が連動した場合は、2号機に影響はないのか。

→ (回答) 詳しく調査した結果、2つの断層が連動して動くことはないとの評価が得られた。

[中国電力]

(質問) 能登半島地震では海岸の隆起があった。2号機の隆起対策はどうか。

→ (回答) 2号機では海域活断層によって34cm隆起し、宍道断層によって約2cm沈降すると評価している。東西の横ずれ断層であるため、上下方向のずれは科学的に起こらない。ただし、4mの隆起が発生しても取水可能であり、念のために4mの隆起を想定した訓練を再稼働までに行う予定である。[中国電力]

(質問) 下請け業者に任せきりにせず、中国電力は作業に立ち会っているのか。

→ (回答) 全ての作業に立ち会っているわけではないが、重要なポイントでは立会して確認している。[中国電力]

(質問) 境港市では液状化が起こって避難ができない。空港が使えなくなった場合、外部からの支援が可能なのか。

→ (回答) まずは代替経路を探し出し、空路又は海路による避難を国を挙げて行う。その際、自衛隊などの実動組織に展開して避難を支援していく。[内閣府]

(質問) 複合災害が起きて、液状化で避難ができない場合、空路による避難という話があったが、例えばヘリコプターはどこに着陸できるのか。

→ (回答) 液状化を想定した避難計画になっており、避難経路は液状化対策がなされている。また、大型ヘリは100m四方のスペースがあれば離着陸でき、空路や海路も活用することになっており、毎年、訓練もしている。[県]

(質問) 六ヶ所村の再処理工場の竣工が延期されたが、影響はどうか。

→ (回答) 技術的には完成しているが、地震の施設への影響に対する再評価が行われている。2年の延期であり、使用済燃料を保管する燃料プールに余裕があり、影響はない。

[中国電力]

(質問) 青森県の宮下知事が再処理工場についてなぜ青森だけがこのような施設を引き受けないといけないのかと怒っている。

→ (回答) 宮下知事は、関係者の説明責任を求めているのであって、再処理施設を青森県で絶対に受けないというような言い方をされたわけではない。[知事]

5 9月13日の島根原子力発電所2号機に関する一部報道について

再稼働後すぐにプルサーマル発電を行う前提で、中国電力が協議しているかのような一部報道があったことから抗議を行い、今回の協議はプルサーマル発電を前提としていないこと、通常燃料を使用することで良いかを中国電力に確認した。

【添付】

- 添付1 南海トラフ地震による島根2号機への影響(鳥取県知事からの質問に対する原子力規制庁の回答)
- 添付2 原子力安全顧問の審査結果などに対する意見

鳥取県知事からの質問に対する回答

令和6年9月5日
原子力規制庁

8月9日鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議における質問内容

○原子力規制庁においては、南海トラフ地震のような巨大地震を想定して、全国の原子力発電所の安全性について審査を行っていると思うが、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていない島根原子力発電所は、南海トラフ地震が起きても安全が確保されるのか？

回答

- 新規制基準では、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震を複数選定し、選定した検討用地震ごとに不確かさを考慮した地震動評価を行い、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を策定することを要求しています。
- 原子力規制委員会は、島根原子力発電所2号炉における設置変更許可申請に対する審査において、南海トラフ地震のようなプレート間地震について、地震規模（マグニチュード）と震央距離（デルタ）との関係から敷地への影響は大きくないこと、及び内閣府から2012年に公表された「南海トラフの巨大地震モデル検討会における震度の最大分布」では発電所が位置する島根半島は概ね震度4とされていることを確認した上で、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として選定された宍道断層等による地震が起こっても、施設の安全性が確保できるとした中国電力の評価結果は、妥当であると判断しています。

島根原子力発電所2号機の審査結果等に対する意見

令和6年9月9日
鳥取県原子力安全顧問

鳥取県原子力安全顧問は、能登半島地震や日向灘の地震(南海トラフ地震)を踏まえて、島根2号機の後段規制(設計及び工事の計画の審査、保安規定変更認可の審査)の審査内容について、専門的観点から確認を行った。

本年1月に能登半島地震が起きたことから、まずは島根2号機の原子炉設置変更許可の妥当性を確認し、その上で島根2号機の安全対策について専門的視点から確認した。

1 新規制基準の審査

(1) 設計及び工事の計画、保安規定変更

ア 中国電力や原子力規制庁から審査内容を聞き取り、安全対策設備の詳細設計が設計及び工事の計画の審査で確認されていること及びそれら安全対策施設・設備の運用や緊急時の体制、原子力安全文化の育成・維持活動が保安規定変更で審査されていることを確認した。

イ また、原子力規制庁が原子力規制検査の中で原子力安全文化の育成・維持活動等を監視することを確認した。

ウ ただし、新規制基準の要求性能を満足することは最低限のことであり、安全対策に終わりではなく、最新の知見を収集し、安全性向上に向けた不断の取組が必要である。

(2) 安全対策工事

ア 令和6年8月24日及び9月5日に島根2号機を視察し、地震・津波対策、電源、注水設備、フィルタベント等の新規制基準が求める性能を満たす重要な安全対策施設・設備の工事が適切に行われていることを確認した。

イ ただし、安全対策工事については、原子力規制庁による使用前確認が厳格に行われ、中国電力は真摯に対応するとともに引き続き自主的な安全性向上に努めることが必要である。

(3) 訓練・技術の伝承等

ア 中国電力から訓練等について聞き取り、技術の伝承、練度向上及び人材育成を図っていることや原子力安全文化の育成・維持活動を適切に行うことで、事業者として原子力発電所を安全に運転する姿勢や適格性があることを確認した。

イ ただし、数々の不適切事案が発生しており、より一層の原子力安全文化の育成・維持活動の取組を進めることが必要である。

2 能登半島地震を踏まえた安全対策等

能登半島地震からは新規制基準を見直すような知見は得られておらず、県と2市が行

った能登半島地震を踏まえた申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答が妥当なものであることを確認した。

(1) 島根2号機の審査結果の妥当性

ア 中国電力の詳細な調査により、宍道断層と鳥取沖西部断層が連動しないことが十分に確認されていることから、島根2号機の基準地震動を見直す必要はないことを確認した。

イ 能登半島地震を踏まえた対策を中国電力から聞き取り、能登半島地震では志賀原発の安全上重要な設備に損傷がなく、志賀原発と同等以上の安全対策がなされている島根2号機の安全対策に問題がないことを確認した。

ウ ただし、国において能登半島地震の調査・検討等が進められていることから、今後も最新の知見を収集し、引き続き安全性向上に努めることが必要である。

(2) 鳥取県の避難計画の実効性

ア 鳥取県の避難計画は能登半島地震を踏まえても実効性のある計画となっていることを確認した。

(ア) 複合災害を想定し、複数の避難経路の活用や実動組織による重層的な支援等の対応が定められていること。

(イ) 主要な避難経路では液状化対策が講じられ、全く避難ができないような状況が発生し難いこと。

イ ただし、防災対策に終わりはなく、引き続き複合災害を想定した防災訓練等により避難計画の深化を図る等、更なる実効性向上に努めていく必要がある。

3 総評

鳥取県原子力安全顧問は、能登半島地震を踏まえた申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答は妥当なものと判断する。その上で新規規制基準に基づく原子力規制委員会による審査結果が妥当であり、鳥取県の避難計画が複合災害を想定し、実効性のある計画であることを確認した。

ただし、規制要求を満足することは最低限のことであり、安全性の向上に終わりはなく、最新の知見を収集し、人材育成を進め、安全性向上に向けた不断の取組が必要であり、地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、安全を第一義として原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。

原子力災害時に備えた防災訓練の実施結果について
 (人形峠環境技術センター対応訓練、避難先及び避難経路確認訓練)

令和6年9月17日
 原子力安全対策課

1 人形峠環境技術センター対応訓練

日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおいて、原子力災害が発生した際の迅速かつ適切な対応につなげるため、緊急時の対応手順の確認や災害対応要員の練度向上を図ることを目的とした原子力防災訓練（鳥取県独自の機能別訓練）を実施しました。

- (1) 日 時 令和6年8月27日（火） 午前9時～正午
- (2) 場 所 三朝町総合スポーツセンター、中部総合事務所、三朝町内
- (3) 参加機関 県、三朝町、中部消防局、警察本部、県保健事業団、三朝町赤十字奉仕団等
 (約50名。うち三朝町民約10名)
- (4) 主な訓練項目
 - ア 原子力防災資機材、モニタリング資機材等の操作方法の習熟
 - イ 住民との協働による避難所開設訓練の実施及び避難者の受付手順等の確認
 - ウ 緊急時モニタリングの実施手順の確認

(5) 訓練内容等

訓練項目	内 容
原子力防災講習	・原子力施設の概要や原子力災害時の対応等について説明。
原子力防災資機材等展開訓練	・三朝町保有のエア Tent や中部消防局保有のツーライン Tent、除染 Tent 等を展開した後、災害対応要員の汚染検査や流水除染等、資機材の運用手順を確認。
原子力災害医療活動訓練	・ホールボディカウンタ(WBC)車により参加住民等の内部被ばく検査を実施し、測定機器の操作手順を確認。
避難所開設訓練 * 避難所生活環境	・町職員と住民が協働し、居住スペース（段ボール間仕切り・ベッド等）、非常用トイレを設置。資機材の展開手順や避難所受付手順を確認。 ・避難所内に各種対策に必要な資機材も展開。 熱中症対策：スポットクーラー及び扇風機 プライバシー対策：ワンタッチ Tent 停電対策：PHEV車（公用車）からの給電設備
避難所炊き出し訓練	・炊き出しによる調理方法の確認や、避難者への食事の提供手順等を確認。
緊急時モニタリング訓練	・モニタリング資機材の操作・実施手順や、試料採取、要員及び資機材の汚染管理の手順を確認。 ・モニタリング情報共有システム等を活用した情報伝達、報告、共有手順を確認。

(6) 参加者の声

- ・定期的、継続的に実施することにより必要な知識や技能の向上を図ることで、有事の際に対応できる能力を獲得することは、被害の軽減にもつながると考える。
- ・暑さ対策、熱中症対策も講じられていたが一層の充実が必要。
- ・避難所開設訓練で段ボール間仕切りやベッド等の組立を実際に一度でも体験しておくことは大事だと思った。
- ・より多くの方に訓練の機会があるようにすることも必要。



原子力防災講習



原子力防災資機材等展開訓練



原子力災害医療活動訓練



避難所開設訓練



避難所炊き出し訓練



緊急時モニタリング訓練

(7) その他

岡山県との共同訓練については、秋頃実施予定。

2 避難先及び避難経路確認訓練（米子市）

原子力災害時の避難対象地区の住民に、広域住民避難計画で定めた避難経路や避難退域時検査会場、避難先施設を実際に確認していただき、避難計画に対する理解促進、住民不安の軽減及び避難先自治体の理解促進等に繋げることで、避難計画の実効性向上を図ることを目的に、避難先の鳥取市・倉吉市の協力を得て実施しました。

- (1) 日時 令和6年8月25日（日）午前8時50分～午後4時20分
- (2) 訓練内容 原子力災害時の避難経路、避難退域時検査会場及び避難先の確認
- (3) 参加人数 米子市崎津地区住民 16人
- (4) 訓練概要

<訓練確認項目等>

確認項目等	崎津1・2区	崎津3～7区
参加人数・移動手段	5名・中型バス	11名・大型バス
一時集結所	崎津公民館	同左
避難経路	避難経路① (山陰道・国道9号沿い)	避難経路② (米子自動車道・国道181号沿い)
避難退域時検査会場	名和農業者トレーニングセンター (大山町名和)	伯耆町岸本B&G海洋センター (伯耆町大原)
避難先施設	鳥取市内避難施設 ・県立青谷高等学校	倉吉市内避難施設 ・小鴨コミュニティセンター ・市立西中学校、県立倉吉西高等学校 ・市営体育センター・市営武道館 外



- ・鳥取市青谷町・倉吉市の避難先施設では、各市及び県から、各市、施設の概要等について説明を受けた。
- ・一連の避難経路等の確認を通じて、原子力防災ハンドブックと地区別避難計画パンフレットの有効性について理解を深めることが出来た。

(5) 参加者の声

- ・今回初めて参加したが様々なことが学べて良かった。
- ・避難先の駐車場が多くないのでできるだけバス利用が良いと思う。
- ・積雪時に今回の避難ルートには不安がある。

(6) その他

本訓練は平成27年度から実施しており、今回を含めて延べ16回、344名が参加。



避難退域時検査の説明
(青谷総合支所、伯耆町岸本B&G海洋センター)



避難先施設視察
(鳥取県立青谷高等学校、小鴨コミュニティセンター)

